

被扶養者認定に必要な添付書類一覧

令和元年11月1日改正

続柄	必要に応じて提出していただく書類 (該当するものはすべて提出してください)									
	退職証明書(原本)、雇用保険離職票(写し)など (離職による扶養の場合)	雇用保険受給資格者証の写し (失業給付受給終了による扶養の場合)	課税(非課税)証明書または所得証明書 ※注1	世帯全員の住民票(続柄記載のあるもの) ※注2	年金振込通知書(年齢・遺族・障害など)	給与支払証明書など 収入額の確認できる証明書 ※注3	学生証の写し	送金証明書(別居の場合) ※注4	被保険者および被扶養者の現況書	配偶者の収入額が確認できる証明書等 (配偶者が被扶養者となっていない場合) ※注3
配偶者	○	○	○		○	○		○	○	
父母	○	○	○	○	○	○		○	○	
義父母	○	○	○	○	○	○		※注5	○	○
16歳以上の子(学生)				○ ※注7			○ ※注6	○		○
16歳以上の子(学生以外)	○	○	○	○ ※注7	○	○		○	○	○
16歳未満の子				○ ※注7						○
兄・弟・姉・妹	○	○	○	○	○	○		○	○	
その他	○	○	○	○	○	○		○	○	○

- ※注1 給与収入等が記載されている方で申請時に収入がない場合(退職もしくは廃業など)は、退職日の確認できるもの、もしくは廃業届の写しを添付して下さい。
- ※注2 世帯全員の住民票はマイナンバーの記載がなく、続柄が省略されていないものを添付して下さい。
- ※注3 給与支払証明書など収入の確認できるものは扶養認定日前12ヶ月分の明細書を添付して下さい。また、自営業収入、不動産収入、農業収入、配当収入(株主配当等)、利子収入、雑収入(原稿料、印税、講演料等)等による収入のある方は確定申告書の写しを添付して下さい。
- ※注4 送金証明書は直近6ヶ月分の証明書等を添付して下さい。
(生活費を手渡しによるものは、認められません。)
- ※注5 義父母は被保険者と別居の場合は被扶養者となれません。

- ※注6 高校生は被扶養者(異動)届の職業欄に学校名、学年を記載すれば証明書は省略できます。
※注7 被保険者に配偶者がなく、子を扶養している方

必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

被扶養者の適正な認定を行うため、被扶養者(異動)届の提出書類および被扶養者(異動)届の提出について、平成26年12月1日より以下の点に変更となります。

1. 配偶者の方を被扶養者として届出する場合も、非課税証明書の添付が必要です。また収入のある方は非課税証明書の他に収入額の確認できる証明書等(給与証明書、年金振込通知書、確定申告書の写しなど)の添付が必要です。
2. 夫婦双方で収入のある場合の被扶養者は収入額の多い方の被扶養者となりますので、配偶者の収入額を確認するため、配偶者の収入額が確認できる証明書等および世帯全員の住民票(マイナンバーの記載がなく、続柄が省略されていないもの)の添付が必要です。
3. 被保険者が定年退職など60歳以上で再雇用となり、資格喪失届と同時に資格取得届を提出する際に被扶養者がいる場合は被扶養者の再認定を行いますので、被扶養者(異動)届および証明書等の添付が必要です。
4. 被保険者が資格喪失し、任意継続被保険者として届出される際に被扶養者がいる場合も被扶養者の再認定を行いますので、被扶養者(異動)届および証明書等の添付が必要です。
5. 被扶養者の方が被保険者の方と別居している場合は、直近6ヶ月の送金証明書など生計援助額が確認できる証明書等の添付が必要です。
6. 被扶養者の方の年齢が16歳以上(学生を除く)は、被扶養者(異動)届の他に「被保険者および被扶養者の現況書」の添付が必要です。